

福岡県公報

平成29年8月8日
第3916号

目次

告示 (第523号 - 第532号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称の変更 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 5

公告

- 第46回採石業務管理者試験の実施 (工業保安課) 5
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (監視指導課) 6
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 7
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 7
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) 7
- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) 8
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 8
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 8

- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 8
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 8
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 9
- 福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 10

公安委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集の結果 (県警本部交通企画課) 10
- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (県警本部交通企画課) 10

告示

福岡県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年8月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	中尾 大刀洗線	久留米市田主丸町中尾171番1先から 久留米市田主丸町中尾168番先まで

福岡県告示第524号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
268	柳川市三橋町藤吉175-16 小柳 安国	柳川市三橋町今古賀8-1 福岡県柳川総合庁舎内売店	平成29年 7月19日

福岡県告示第525号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
宰生101	うえだ皮膚科クリニック	太宰府市大佐野三丁目1-50	H 29・6・1
宰生100	いなだ医院	太宰府市大佐野四丁目16-2	H 29・6・1
大生452	早川内科医院	大牟田市本町四丁目10-11	H 29・6・1
田川生12	川口医院	田川郡添田町大字添田2093-3	H 29・6・1
中生93	福田醫院	中間市中央一丁目2-32	H 29・5・5
粕生歯66	はる歯科クリニック	糟屋郡志免町志免中央三丁目3-1	H 29・5・1
朝倉生歯38	あさくらデンタルケアクリニック	朝倉市屋永字西原1767-1	H 29・3・1
飯生薬169	あかね調剤薬局	飯塚市阿恵363-11	H 29・5・1
筑紫地生訪5	有限会社ケースワーク 訪問看護ステーション	筑紫郡那珂川町大字安德554番地1	H 29・5・1

福岡県告示第526号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
宰生62	いなだ医院	太宰府市大佐野四丁目16-2	H 29・5・31
宰生90	うえだ皮膚科クリニック	太宰府市大佐野三丁目1-50	H 29・5・31
大川生92	おの眼科	大川市大字幡保157江頭エーザイ2階	H 29・4・30
大生449	早川内科医院	大牟田市本町四丁目10-11	H 29・5・31
田地生71	川口医院	田川郡添田町大字添田2093-3	H 29・5・31
中生11	福田整形外科医院	中間市中央一丁目2-32	H 29・5・4
朝倉生歯27	あさくらデンタルケアクリニック	朝倉市屋永1767-1	H 29・3・1
京生歯32	住野歯科医院	京都府みやこ町犀川本庄278-1	H 29・5・10
行生歯18	水野歯科医院	行橋市大橋三丁目13-1	H 29・6・1
筑紫生薬76	平安堂薬局針摺店	筑紫野市針摺中央二丁目7-3	H 28・7・31

飯生葉128	有限会社かみほなみ薬局	飯塚市阿恵363-11	H 29・4・30
--------	-------------	-------------	-----------

福岡県告示第527号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生マ32	大森 利晃（九州療養サポートセンター大牟田営業所）	大牟田市大字宮崎11-2-402号	H 29・6・5
大生マ33	佐々木 光徳（訪問マッサージ大牟田）	大牟田市栄町二丁目13-1 モリビル1F	H 29・6・12
田生マ35	長友 勝則（訪問マッサージひばり）	田川市大字伊田3595-3 パサージュ新橋M101	H 29・6・1
田生マ36	長尾 紀美江（訪問マッサージひばり）	田川市大字伊田3595-3 パサージュ新橋M101	H 29・6・1
春生マ14	畠中 卓也（グッド鍼灸整骨院）	春日市春日原北町四丁目46-1F	H 29・5・25
古生マ23	坂井 公明（さかい中国針治療院）	古賀市今の庄一丁目13-11	H 29・5・3
糸島地生マ15	久村 恵子（訪問マッサージKEiROW）	糸島市波多江駅北三丁目13-2-104	H 29・5・10
飯生マ74	三木 剛志（花てらす療院）	飯塚市立岩1077-219	H 29・7・1
行生柔34	古門 政治（さくら整骨院）	行橋市行事六丁目1-16	H 29・6・22

春生柔57	大齒 慎太郎（むさし鍼灸整骨院春日）	春日市下白水南一丁目163	H 29・5・25
宰生柔46	上原 鉄兵（クリーン整骨院）	太宰府市高雄五丁目1-6	H 29・5・30
粕生柔148	大木 章太郎（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H 29・4・14
粕生柔149	椿山 晃書（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H 29・4・14
粕生柔150	安在 孝太（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H 29・4・14
粕生柔151	山田 勇介（仲原彩整骨院）	糟屋郡粕屋町大字仲原2566-5	H 29・5・24
田川生柔45	岡本 阜（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡川崎町大字田原1113-2	H 29・4・6
田川生柔46	大城 絵里子（はろうず鍼灸整骨院）	田川郡香春町大字中津原1246番地17	H 29・6・1
田川生柔47	陸田 舞（はろうず鍼灸整骨院）	田川郡香春町大字中津原1246番地17	H 29・6・1
田川生柔48	松嶋 秀明（はろうず鍼灸整骨院）	田川郡香春町大字中津原1246番地17	H 29・6・1
春生はき8	畠中 卓也（グッド鍼灸整骨院）	春日市日原北町四丁目46-1F	H 29・5・25
像生はき14	白石 香織（神湊鍼灸院）	宗像市神湊904	H 29・6・1
古生はき8	坂井 公明（さかい中国針治療院）	古賀市今の庄一丁目13-11	H 29・5・3
糸島地生はき8	久村 恵子（訪問鍼灸マッサージKEiROW）	糸島市波多江駅北三丁目13-2-104	H 29・5・10
田川生はき17	大城 絵里子（はろうず鍼灸整骨院）	田川郡香春町大字中津原1246-17	H 29・6・1
田川生はき18	松本 夏哉（はろうず鍼灸整骨院）	田川郡香春町大字中津原1246-17	H 29・6・1

福岡県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
糸島地生マ13	山田 怜奈（ういんぐ鍼灸院 糸島院）	糸島市高田二丁目18-20	H 29・5・31
飯生マ52	森 桂（わらい）	飯塚市立岩1077-219	H 29・6・30
飯生マ64	三木 剛志（わらい）	飯塚市立岩1077-219 フラット立岩102	H 29・6・30
田川生マ51	長尾 紀美江（訪問マッサージひばり）	田川郡福智町金田448-2 クレアルライフA105	H 28・12・31
田川生マ52	長友 勝則（訪問マッサージひばり）	田川郡福智町金田448-2 クレアルライフA105	H 28・12・31
飯生柔79	小鶴 遼平（よねだ整骨院）	飯塚市柏の森72	H 29・3・20
春生柔40	吉野 裕貴（むさし鍼灸整骨院春日）	春日市下白水南一丁目163	H 29・3・31
大野生柔38	加古 智士（むさし鍼灸整骨院 川久保院）	大野城市中三丁目1-40	H 29・5・31
大野生柔40	畑地 大輔（むさし鍼灸整骨院 川久保）	大野城市中三丁目1-40	H 29・6・1
粕生柔125	渡辺 未来（大きな森の整骨院）	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1-1	H 29・5・31
古生はき1	坂井 公明（さかい中国針治療院）	古賀市今の庄一丁目13-12	H 29・4・27
糸島地生はき12	山田 怜奈（ういんぐ鍼灸院 糸島院）	糸島市高田二丁目18-20	H 29・5・31

福岡県告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
遠生柔5	村田整骨院	村田鍼灸整骨院	遠賀郡遠賀町旧停二丁目1-19	H 22・9・15

福岡県告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
宗像介薬5	ディップ調剤薬局	遠賀郡水巻町頃末北四丁目2-37	H 29・6・1	居管・予居管
大野居113	シニアデイサービス月の浦ガーデン	大野城市月の浦三丁目3-1-11	H 29・6・7	通介・予通介

宰居96	グループホーム 五条	太宰府市五条二丁目15-15	H 29・5・23	認共・予認共
宰居95	小規模多機能型 居宅介護五条	太宰府市五条二丁目16-8	H 29・3・1	小居・予小居

福岡県告示第531号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
中居14	岩尾内科デイサービス	岩尾内科デイサービスそらはな	中間市中尾一丁目1-7	H 29・3・31

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野介 楽77	おとがな薬局	大野城市大字乙金二丁目923（区画整理地内 街区番号17-6）	大野城市大字乙金二丁目9-7	H 29・6・17
宰居87	訪問看護ステーション ひまわり	太宰府市五条二丁目5-5	太宰府市五条二丁目23-21	H 29・6・1
田川居 173	ヘルパーケア添田ライフ	田川郡添田町大字庄 1135-1	田川郡大任町大字今任 原1600-1	H 28・12・1

福岡県告示第532号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田地介71	川口医院	田川郡添田町大字添田2093-3	H 29・5・31
京介歯32	住野歯科医院	京都郡みやこ町犀川本庄276-2	H 29・5・10
行介歯18	水野歯科医院	行橋市大橋三丁目13-1	H 29・6・1
遠介薬28	ディップ調剤薬局	遠賀郡水巻町頃末北四丁目2-37	H 27・5・31
八女居88	やめの杜ヘルパーステーション	八女市本1154-8	H 29・5・31

公 告

公告

第46回採石業務管理者試験を次のように実施する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

イ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成29年10月13日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚及び受験手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 受験票・写真票1部

イ 受験願書及び受験票・写真票の用紙は、工業保安課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手（1部まで。2部又は3部の場合は140円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成29年8月21日（月曜日）から同年9月15日（金

曜日）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成29年9月15日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成29年11月上旬に発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に可否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。

郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定に基づき、行政処分（措置命令）を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

1 被命令者（1法人1個人）

(1) 有限会社エコテック（嘉麻市下山田）取締役 高山 和仁

(2) 高山 和仁（田川郡添田町）

2 措置命令の内容

有限会社エコテックが保管している産業廃棄物について、次に掲げる処理を行うことにより、産業廃棄物の飛散及び流出を防止し、生活環境保全上の支障のおそれを除去すること。

なお、措置を講ずるに当たっては、事前に措置計画書を提出し、本職の承認を受けること。

(1) 平成29年5月28日に発生した火災により燃焼した産業廃棄物（以下「燃焼後廃棄

物」という。)については、全量撤去すること。その際の処理については、焼却又は焼成等により、適正に行うこと。

- (2) 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可申請書（平成21年12月15日付け）における産業廃棄物の保管場所以外に保管している燃焼後廃棄物以外の産業廃棄物を撤去し、適正に処理すること。

3 措置命令書交付日

平成29年7月24日

4 履行期限等

- (1) 措置計画書の提出期限

平成29年8月7日

- (2) 履行期限

2の(1)については、平成29年10月16日

2の(2)については、平成30年3月31日

5 処分の理由

- (1) 有限会社エコテックに対しては、平成24年5月22日付けで、事業の用に供する施設である保管施設において、法第14条第12項の規定により適用される産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行っていることから、法第19条の3の規定に基づき改善命令を发出していた。その後、一時改善が認められたものの、改善命令の履行期限である平成25年12月13日を徒過しても、命令内容が履行されなかった。

- (2) また、当該命令の履行期限以降も数回にわたり履行催告を行ったにもかかわらず、保管施設の範囲を大きく逸脱した保管を続け、また、保管量が増加した結果、産業廃棄物が飛散し、又は流出するおそれがあると認められる。当該保管の状況は、産業廃棄物処理基準に従っていないことから法第14条第12項に違反しており、また、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる。

- (3) さらに、平成29年5月28日に発生した火災により、当該産業廃棄物の一部が燃焼後廃棄物となって残置されている。この燃焼後廃棄物について県が分析を行った結果、ダイオキシン類が「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）別表第1の第1欄に掲げる項目ごとに同表の第2欄に掲げ

る基準」を超過していた。このことから、燃焼後廃棄物が飛散し、又は流出し、また、燃焼後廃棄物に接触した汚水が流出するなど、今後、新たに生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある。

- (4) 以上のことから、法第19条の5第1項の措置命令を行う事由に該当する。

公告

合河西部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住 所
吉 田 大 助	豊前市大字下河内260番地

公告

大河内土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住 所
吉 田 大 助	豊前市大字下河内260番地

公告

解散した清算法人穂波土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
桑名吉裕	飯塚市舍利蔵1346番地
海藏寺邦生	飯塚市津原767番地
河邊謙孝	飯塚市舍利蔵250番地
岡松秀次	飯塚市安恒374番地1
城石隆生	飯塚市安恒424番地
城石恒紀	飯塚市安恒484番地
水間英久	飯塚市津原703番地3
水間良雄	飯塚市津原961番地
山下俊一	飯塚市舍利蔵663番地3
石川敏明	飯塚市舍利蔵579番地1
谷口義英	飯塚市舍利蔵1318番地1
深町義則	飯塚市高田1031番地1
矢野正剛	飯塚市高田1549番地1
矢野公規	飯塚市高田1532番地
岩崎晃一	飯塚市高田1162番地
大谷澄雄	飯塚市津原1310番地1
阿久根久志	飯塚市久保白2番地2

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したため、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
杵尾・長井土地改良区	平成29年7月24日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したため、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
船迫土地改良区	平成29年7月24日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したため、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
八女市土地改良区	平成29年7月27日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したため、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
下小山田土地改良区	平成29年7月25日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したため、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
権田土地改良区	平成29年7月24日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成29年7月25日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社藤田建設	飯塚市赤坂 881 - 57	藤田 幸久	平成26年3月18日・平成28年9月26日 福岡県知事許可（般-26・28） 第103569号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行

の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成29年8月8日から平成29年9月5日までの29日間

4 処分の原因となった事実

株式会社藤田建設は、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。また、当該工事において監理技術者を配置せず、施工体制台帳を作成しなかった。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営田ノ浦住宅	北九州市門司区	3,500円	10,500円	平成29年7月25日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字光国字坂ノ下3661番1、3661番6から3661番11まで及び3662番5から3662番8まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区明和町9番1号
株式会社海王
代表取締役 竹下 弘実

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字柿添886番15、886番22及び886番23
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市寺福童989番地1 マグノリア101号
松尾 誠司 松尾 英美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内字古川1389番8並びに字裏ノ谷1624番16及び1624番26
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市新久保一丁目13番13号
吉富 秀樹

公安委員会

福岡県公安委員会告示第221号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、平成29年6月7日から同年7月6日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成29年8月8日

福岡県公安委員会

- 1 規則の題名
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成29年福岡県公安委員会規則第8号）
- 2 規則の公布の日
平成29年8月8日
- 3 意見公募手続の結果
意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、規則を制定することとした。
- 4 関連資料
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

福岡県公安委員会規則第8号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成29年8月8日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第22条第9号中「又は人の」を「、人の」に改め、「の実証実験」の次に「又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うこ

とができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験」を加える。

第31条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、第28条第2項各号に掲げる警察署の交番に行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。